

# いまどきの セクシャルハラスメント対策

WEB  
セミナー

12.8<sup>Fri</sup>  
10:30-12:00

## 2023年6月刑法改正による 対価型セクハラの新罰化とLGBT対応

2023年6月の刑法改正により、経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力を利用した不同意わいせつ等が刑罰として新設された。このことは社内で起こるセクシャルハラスメントに対しても、刑事罰に該当する可能性が高まったことを意味している。

また、セクシャルハラスメントの範囲はLGBT対応を含む形に拡大している。直近では、LGBT理解増進法の成立、トランスジェンダーの方によるトイレ利用に関する最高裁判決が予定されているなど、LGBT対応に関する社会的なルールの整備も進みつつある。

このように企業は今まで以上にセクシャルハラスメント防止に注力すべき状況だが、実際には対応できていない企業が少なくない。本セミナーでは、いまどきのセクシャルハラスメントへの正しい理解とセクシャルハラスメントを起こさせない仕組みづくり・発生時の対応について弁護士が解説する。

**特典：就業規則簡易診断（初回のみ・無料）**

弁護士法人ALG & Associates

執行役員／弁護士  
家永勲氏



お申込み ※右のQRコードからお申込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/23skhr>



# PROGRAM

お申込み ※右のQRコードからお申し込みいただけます。

<https://www.obc.co.jp/23skhr>



## いまどきのセクシャルハラスメント対策 ～2023年6月刑法改正による対価型セクハラの新罰化とLGBT対応～

1. セクシュアルハラスメントとは？
2. 「飲み会でふざけて抱きついただけ…」は許されない！  
不同意わいせつ罪として刑事罰の対象に？刑法改正と対価型セクハラの新罰化
3. LGBT理解増進法の概要と今後求められる対応
4. 経産省トイレ事件（最高裁判例 令和5年7月11日）の解説
5. セクシュアルハラスメント申告対応の具体的な措置や流れ・留意事項

※本セミナーは録画配信です。

※本セミナーは2023年7月以降開催の同名セミナーと同じ内容です。

### 講師紹介



#### 家永 勲 氏

弁護士法人ALG & Associates 執行役員 弁護士

企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事。企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数行っている。

近著に「中小企業のためのトラブルリスクと対応策Q&A」や「障害者雇用のハンドブック」（いずれも労働調査会）など。

弁護士法人  
ALG  
& Associates

## 会社の利益を守ります

就業規則など各種規則等の作成、退職勧奨・整理解雇など手続き支援、  
企業の利益を最大化するための様々な場面で会社を守る方策をご提案します。



## いまどきのセクシャルハラスメント対策～2023年6月刑法改正による対価型セクハラの新罰化とLGBT対応～

日時	2023年12月8日(金) 10:30～12:00 (開始15分前からアクセス可) ※Zoomで録画を配信いたします。
定員	500名
対象	経営者、経営層、人事労務責任者の方
主催	弁護士法人ALG & Associates／株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／宝印刷株式会社／ 株式会社オービックビジネスコンサルタント
お問い合わせ	株式会社オービックビジネスコンサルタント 坂本／山口 mail: obc-as@obc.co.jp

※ 講師・共催企業と同業の方、弁護士の方、個人の方はお申込みをお断りする場合がございます。  
※ 講師・講演内容は予告なく変更になる可能性があります。